

教生学第 516 号

平成 27 年 9 月 3 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長

児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について(通知)

このことについては、これまでも指導をいただいているところではありますが、過日、大阪府内において、中学生が殺害されるという事件が発生しました。

その原因や背景など詳しいことについては、現時点では明らかになっていませんが、本事件の重大性を踏まえ、本道のすべての教育関係者や保護者、地域社会が連携・協力して、このようなことが決して起きないように努める必要があります。

については、各学校において、次の事項に留意し、PTAや地域の青少年健全育成団体等と連携して、同様の事件の未然防止に向けた取組の充実が図られるよう、お願いします。

なお、道警察においては、道内の各警察署に対して学校等の関係機関と連携を強化するよう通達を発出していることを申し添えます。

記

- 1 児童生徒の深夜徘徊などの問題行動等を未然に防止するために、規律ある生活に向けた指導を徹底すること。
- 2 児童生徒が知らない人に声をかけられても気軽に近づかないことや、先生や近くの人に知らせて 110 番通報をしてもらうことなどについて、改めて、指導を徹底すること。
- 3 保護者に対し、帰宅後、特に夜間の帰宅時間の約束などを含め、規律ある生活について家庭でのルールを適切に設定するよう協力を依頼すること。また、家庭における外出時間等のルールや目安について、それらをしっかり守り、児童生徒と保護者が話し合う機会をもつよう働きかけること。
- 4 教育委員会が警察署と締結している子どもの健全育成に係る協定を適切に活用するなどして、児童生徒が犯罪の被害に遭わないよう、警察との一層の連携を図ること。

〔 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)
生徒指導・学校安全グループ 〕